

- ※ ・先物取引・F X（外国為替証拠金取引）・土地、建物、ゴルフ会員権、仮想通貨、特定口座以外の株式の売却
 - ・（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の初年度
 - ・住宅耐震改修特別控除等の申告がある方は税務署でご相談ください。
- ※ 令和6年分以前の確定申告のサポートが必要な方のご入会は現在受付しておりません。
- ※ 「ブルーリターンA」以外の会計ソフトをお使いの場合、
- ・操作方法などの説明はできません。
 - ・指導できる職員が少ないため、受付した順番通りに指導ができずお待たせすることがあります。
- ※ 退会のお申し出のない限り自動継続となります。
- 在籍中は会費がかかります。
- ※ 入会手続き後に当会から確認の電話をいたします。
- ご来所は確認の電話後にお願いいたします。